

2020年度 春闘要求に関する協定書

(協定日 2020年5月25日)

一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会
会 長 門 田 盛 男

関西生コン関連労働組合連合会
議 長 武 建 一

全日本港湾労働組合関西地方大阪支部
執行委員長 樋 口 万 浩

全日本建設運輸連帯労働組合
近畿地方本部関西地区生コン支部
執行委員長 武 建 一

2020 年度春闘統一要求についての協定書

一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会(以下、経営者会という)と関西生コン関連労働組合連合会(全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部関西地区生コン支部・全日本港湾労働組合関西地方大阪支部 以下、連合会という)は、2020 年度春闘統一要求について以下の通り合意に達したので本協定書を取り交わす。

記

経済要求

1. 経営者会会員社の状況を顧みたと、2020 年度に関しては組合員 1 人当たり基本給に関して 3%(基本給が 3 パーセントで最低 1 万円に満たない場合、その者のみ 1 万円以上)の賃上げを行う。
但し、実施、及び支払時期については 4 月 1 日とする。

2. 『日々雇用労働者の就労確保、処遇改善、及び日額賃金引上げ』

『年間一時金』

『福利厚生費』

以上の3点に関しては各企業と各労働組合での個別交渉にて例年、決定している。ただし過去の協定書に基づき決定するものとする。但し経営者会が立合う場合がある。

制度要求/政策要求

1. 制度要求、政策要求に関しては 2019 年度春闘協定で定められた内容を引き続き遵守する。また、2019 年度以前の経営者会と連合会で締結した春闘に関わる協定に関しては、その当時、経営者会に在籍していた会員社は、その内容について履行義務がある。
2. 労組と協組の対立が起因となり、当会会員社に対して、無謀な割当割付の削減/生コン輸送契約の破棄/原材料納入停止。といった企業活動の障害になる事象が様々に発生し、経営にマイナス影響が発生しています。この事象を起こした関係者は姿勢を正す。こういった問題を起こさない事を強く申し入れる事を互いに確認した。

3. 新型コロナウイルスへの対応

労使ともに2次・3次感染防止のために以下を実施する。

- (1)基本的な公衆衛生対策(手洗い/うがい/適切なマスクの着用)
- (2)公共機関利用者は、時差出勤、職場環境の向上(セラを活用し加湿器の使用)
- (3)毎日の検温の徹底(37.5度以上の発熱がある場合は自宅待機)
- (4)輸送車両(試験車両等)の消毒に加え、セラ消毒スプレーを車内に設置
- (5)この間、必要な買い物以外で歩かない。人と接する所へ行かない。

新型コロナウイルス感染時の休業の取り扱い(有給休暇を半分活用する。別途休暇を対応する場合、通常給料支給)

※但し、上記記載の最低5点の感染防止策を実行している事が条件となります。

尚、今後も前向きな労組側との折衝であれば続けていければ。と考えます。進捗については随時、前会員及び現会員に共創にてお知らせさせていただきます。

(※参考資料 別添【2019年、2018年度春闘協定書】)

以上

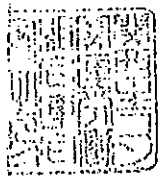
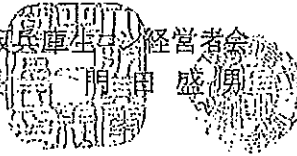
参考資料 2019年春闘協定書

2019年度 春闘要求に関する協定書

(協定日 2019年4月1日)



一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会
会 長



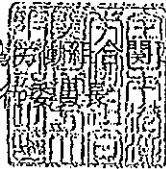
関西生コン関連労働組合連合会
議 長 武 建 一



全日本建設運輸連帯労働組合
近畿地方本部 関西地区生コン支部
執行委員長 武 建 一



全日本港湾労働組合 関西地方大阪支部
執行委員長 樋口万海



参考資料 2019年春闘協定書

協定書

一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会(以下、経営者会という)と関西生コン関連労働組合連合会(全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部関西地区生コン支部・全日本港湾労働組合関西地方大阪支部 以下、連合会という)は、2019年度春闘統一要求について以下の通り合意に達したので本協定書を取り交わす。

記

経済要求

① 賃金改定について

昨年実績に基づき組合員1人当たり年収630万円以下は月額10,000円(税込/定昇含む)、630万円超は7,000円(税込/定昇含む)の賃金引き上げを行う。賃上げ(所定内)の配分については各社現行通りとする。但し、実施、及び支払時期については各企業と各労働組合での個別交渉にて決定するものとする。

② 日々雇用労働者の就労確保及び処遇改善について

昨年実績に基づき日額賃金(総額)25,000円以下は500円の引き上げを行う。繁忙手当は、夏季7月1日～8月末日/冬季11月1日～12月末日とする。但し、本件については各企業と各労働組合での個別交渉にて決定するものとする。

③ 年間一時金について

昨年実績に基づき、組合員1人の年間総支給額は138万円(税込)とする。138万円(税込)に満たない社はその金額に達するまで昨年実績に5万円を限度として加算する。但し、本件については各企業と各労働組合での個別交渉にて決定するものとする。

④ 福利厚生費について

- (1) 組合員1人年間13万円とする。支給方法は各社現行通りとする。但し、本件については各企業と各労働組合での個別交渉にて決定するものとする。
- (2) 日々雇用労働者の福利厚生費については別途協議する。

参考資料 2019 年春闘協定書

制度要求

- ① 年間休日について
大阪広域生コンクリート協同組合の 2019 年度年間休日カレンダー通りとする。また休日稼働・袋洗浄委員会での検証と休転日を遵守する。
- ② 人員補充について
業界全体で「正規・非正規労働者の割合が 5:5」の議論を踏まえ、適正車両台数に必要な人員確保に向けて継続協議する。但し、採用基準については各社協議とする。
- ③ 定年制・雇用継続について
現行通りとする。
- ④ 輸送運賃の最低基準の確立について
現行通りとする。

労使関係

関係団体に業界健全化を阻害する排外主義的主張に基づく行動を行なう集団・団体との関係を断つ事を引き続き、啓発する。また、関係団体に対し、経営者会で議論の上、引き続き、コンプライアンス及び法令遵守の徹底を呼びかける。

政策要求

- ① 経営者会で議論の上、引き続きコンプライアンス及び中小企業協同組合法をはじめとした各種法令遵守の徹底を呼びかける。
- ② セメントメーカー及び販売店、パラセメント輸送に関する要求(※政策要求項目...4)については 2018 年度春闘合意内容通りとする。
- ③ 業界秩序確立に関する政策活動について
互いの立場を尊重し、必要に応じ労使間で協議、調整を行なう。
- ④ 平和と民主主義の擁護に関する要求
平和と民主主義の擁護に関する問題は労使共同で取り組む。
また、「戦争法問題」「沖縄基地問題」「原発再稼働問題」「共謀罪問題」に関しては昨年実績を踏まえ、引き続き労使で啓発活動に取り組む。

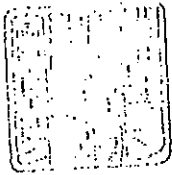
以上

平成30年度 春闘要求に関する協定書



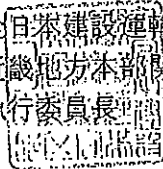
(協定日 平成30年4月1日)

一般社団法人大阪兵庫生コン経営者
会 長 門田 盛

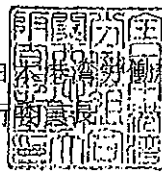


関西生コン関連労働組合連合会
議長 武 建 一

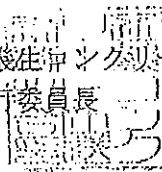
全日本建設運輸連帯労働組合
近畿地方本部関西地区生コン支部
執行委員長 武 建 一



全日本港湾労働組合関西地方大阪支部
執行委員長 樋口 万 清



近畿生コンクワート圧送労働組合
執行委員長 桑田 秀 義



協 定 書

一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会（以下、経営者会という）と関西生コン関連労働組合連合会（全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部関西地区生コン支部・全日本港湾労働組合関西地方大阪支部・近畿生コンクリート圧送労働組合 以下、連合会という）は、平成 30 年度春闘統一要求について以下の通り合意に達したので本協定書を取り交わす。

記

経済要求

1. 賃金改定について

- ① 組合員 1 人当たり年収 630 万円以下は月額 10,000 円（税込/定昇含む）、630 万円超は 7,000 円（税込/定昇含む）の賃金引き上げを行う。賃上げ（所定内）の配分については各社現行通りとする。
- ② 賃上げの実施は、平成 30 年 4 月度賃金からとする。
- ③ 支払時期に関しては平成 30 年 6 月末を目標に別途、労使で協議する。

2. 日々雇用労働者の就労確保及び処遇改善について

- ① 日額賃金（総額）25,000 円以下は 500 円の引き上げを行う。
- ② 賃上げの実施については平成 30 年 4 月 1 日からとする。
- ③ 繁忙手当は、夏季 7 月 1 日～8 月末日/冬季 11 月 1 日～12 月末日とする。
- ④ 各事業者において就労予定日前日 16:30 以降に就労キャンセルが発生した場合、満額賃金を支給する。

3. 年間一時金について

- ① 組合員 1 人の年間総支給額は 138 万円（税込）とする。但し、138 万円（税込）に満たない社はその金額に達するまで昨年実績に 5 万円を限度として加算する。
- ② 支給対象者は過去 6 ヶ月勤務者とし、長期病欠者についても保障する。また、一方的な査定や事故などによる欠格条項は適用しない。中途入社・中途退職者・定年退職者の支給は日割り計算で支給し、支給金額が確定していない場合は前期支給額を基礎に支給する。

4. 福利厚生費について

- ① 組合員 1 人年間 13 万円とする。但し、支給方法は各社現行通りとする。
- ② 日々雇用労働者の福利厚生費については別途協議する。

制度要求

1. 年間休日について

年間休日は 125 日とする。125 日の休日は大阪広域生コンクリート協同組合の年間休日カレンダー通りとする。但し、平成 30 年 5 月 1 日（火）のメーデーに関しては休日で調整する。また、休日稼働・袋洗浄委員会での検証と休転日を遵守する。

2. 人員補充について

業界全体で「正規・非正規労働者の割合が 5:5」の議論を踏まえ、適正車両台数に必要な人員確保に向けて継続し協議する。但し、採用基準については各社協議とする。

3. 輸送運賃の最低基準の確立について

平成 29 年 12 月 13 日締結の協定書に基づき、大型 1 台あたり 55,000 円で調整を行なう。但し金額に関しては平成 30 年 4 月末までに回答する。

労使関係について

- ① 関係団体にコンプライアンス遵守、及び業界健全化を阻害する排外主義的主張に基づく行動を行なう集団、団体との関係を断つ事を啓発する。
- ② 関係団体に独占禁止法並びに中小企業組合法、労働組合法等の労働関係法などの諸法律の遵守を啓発する。

政策要求

- ① 経営者会で議論の上、下記 6 項目について関係団体へ働きかける。
 - (1) 労働組合とは良好な協力関係を築く。
 - (2) 協同組合の品位を汚さない。
 - (3) 理事職は公人職であり、私的利益は慎む。
 - (4) 経営者会への全社加入。
 - (5) 労使の協力関係を内外に公表する。
 - (6) 生コンミキサー・セメント輸送運賃引き上げ。
- ② バラセメント輸送については平成 29 年 12 月 13 日締結の協定書の内容に基づき、運賃を 510 円/t(m³換算 170 円)の引上げが必要であるとの考えを経営者会として各種団体に平成 30 年 4 月末までに働きかける。
- ③ バラセメント輸送に関する業界秩序確立に向けた取り組みとしては、SS の 24 時間出荷の廃止、及び「バラセメント輸送専門委員会」の再開を関係団体へ平成 30 年 4 月末までに働きかける。

平和と民主主義の擁護について

平和と民主主義の擁護に関する課題は労使共同で取り組む。また「戦争法」「沖縄基地」「原発再稼働」「共謀罪」に関する課題については平成 29 年度の取り組み実績を踏まえて、引き続き労使で啓発活動に取り組む。

以上

参考資料 2017年12月13日付 協定書

春闘資料

一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会（以下、甲という）と全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、乙という）との間において次の事項について合意に達したので、ここに協定書を締結し、甲乙ともに誠実なる履行を約束する。

記

1、2017年12月12日より行う乙のストライキは生コン輸送とバラセメント輸送の運賃引き上げを主な目的とするものであることを甲は理解する。

1、乙は、生コン大型車は1台当たり1日6万円、バラ輸送運賃はトン当たり510円の引き上げを求めているが、この件に関しては大阪広域生コンクリート協同組合が生コン価格引き上げ時に積み上げ方式（出入り業者の運賃引き上げ）を前提条件にしており、甲は今日まで乙との春闘交渉で約束していることもあり、生コン輸送とバラ輸送の運賃引き上げを了とするが、金額については2018年4月末まで調整を行い解決することを乙に約束する。

1、乙の求めている大阪広域生コンクリート協同組合のシェア決定が一方的で不平等、不公平であり、協同組合の基本理念である相互扶助の精神に反していることを理解し、その改善を2018年4月末までに実行することを約束する。

1、乙が求めている大阪広域生コンクリート協同組合の体質改善6項目（別紙、強引な組織運営や品位を汚したり、一部の者が役得をすることなど）の改善に向け最善の努力をして2018年度中に結論を出すことを約束する。

1、以上の合意により乙が行っている2017年12月12日からのストライキのうち生コン輸送及び製造工場へのストライキは2017年12月14日に解除することを乙は甲に約束する。

2017年12月13日

甲 一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会
会長 昌 昌

乙 全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長

【補足】上記については関西生コン関連労働組合連合会からの申入に基づき協定したものである。この協定に関しては締結当時、経営者会に在籍していた会員社は履行義務がある。